

平成25年度

社会教育団体運営補助金事業

評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	教育部 社会教育課		担当者	有西 利朗		
根拠法令等	薩摩川内市補助金等交付規則、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱					
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業		<input type="checkbox"/> 建設・整備事業	<input type="checkbox"/> 施設管理	<input type="checkbox"/> 内部管理	
政策	地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり		施策	青少年の健全育成		
			小施策	青少年の健全育成		
一体化躍動プラン						
重点施策						
予算科目等	会計	一般会計				
	款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費
	事項	青少年対策費		細事項	青少年育成事業費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	市の社会教育団体（市青少年育成市民会議及び市子ども会育成連絡協議会）の2団体に運営補助金を支出し、それぞれの団体の運営や啓発活動、研修等の実施を助成する。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	市青少年育成市民会議、市子ども会育成連絡協議会				
	手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	青少年健全育成を目指す団体間の連携・協調の充実や子ども会活動の充実及び健全な子どもの育成推進を図る等、それぞれの団体の年度計画・予算に基づいた運営への財政的支援を行う。				
	事業開始年度	平成17年度				
		指標名		目標値	目標年度	
	活動指標	補助金の交付件数		2件	—	
成果指標	各補助金ごとに設定		—	—		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	3,044	3,044	2,145	2,145	2,145
	補助金	3,044	3,044	2,145	2,145	2,145
	薩摩川内市青少年育成市民会議運営補助金	1,444	1,444	745	745	745
	薩摩川内市子ども会育成連絡協議会運営補助金	1,600	1,600	1,400	1,400	1,400
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	3,044	3,044	2,145	2,145	2,145
	要員配置状況	0.02	0.02	0.02	0.00	0.02
	職員	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	嘱託員					
	臨時職員等					
	活動実績・計画 成果指標の推移	2件	2件	2件	2件	2件
特筆すべき事項等	特になし					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当ではない (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価表の結果から判断した。
	市が関与すべき妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価表の結果から判断した。
効率性	事業費の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価表の結果から判断した。
	要員配置の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 補助金申請書の受付・審査等は最低限の要員で実施しており、削減の余地はない。
有効性	成果の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度はかなり高い <input type="checkbox"/> 達成度はやや高い <input type="checkbox"/> 達成度は低い (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価表の結果から判断した。
	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 余地がかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 余地がある程度ある <input type="checkbox"/> 余地はほとんどない (上記選択の理由) 別紙、各補助金等評価表の結果から判断した。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 別紙、各補助金等評価表の結果から判断した。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし

外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	まとめ(補助金等評価を含む。)

所管部課名	教育部 社会教育課		担当者	有西 利朗					
事務事業名	社会教育団体運営補助金事業								
根拠法令	薩摩川内市補助金等交付規則、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱、青少年育成市民会議運営補助金交付要領								
補助経過年数	6年以上10年以下								
平成25年度 予算額	国県支出金		その他		一般財源	その他の内容			
	745千円	千円	千円	千円	745千円				
	指標名			目標値	目標年度				
成果指標①	活動発表大会（青少年育成の日のつどい）参加者数			300人	—				
成果指標②	—			—	—				
補助対象者	薩摩川内市青少年育成市民会議（会長：市長）								
補助対象経費	青少年育成活動等に係る報償費、旅費、需用費、活動費、助成費等								
補助対象事業・活動の内容	青少年育市民会議の運営及び事業啓発活動の実施								
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他							
補助金額又は補助率	予算の範囲内								
補助金額又は補助率の積算方法	青少年育成市民会議本部のほか、地域に14の育成会があり、各地域の特色を生かした青少年健全育成活動の取り組みや広報啓発活動に伴う経費の補助								
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	収入	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
				金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
		自己資金		46	0.0%	59	0.0%	65	0.0%
		会費収入			0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入			0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		46	0.0%	59	0.0%	65	0.0%
		市補助金		1,444,000	88.6%	1,444,000	88.4%	1,444,000	88.5%
					0.0%		0.0%		0.0%
	（前年度繰越金）		186,263	11.4%	189,202	11.6%	187,028	11.5%	
	計		1,630,309	100.0%	1,633,261	100.0%	1,631,093	100.0%	
	支出	事業費		1,441,107	88.4%	1,446,233	88.5%	1,375,575	84.3%
		人件費			0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費			0.0%		0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%		0.0%
（翌年度繰越金）		189,202	11.6%	187,028	11.5%	255,518	15.7%		
計		1,630,309	100.0%	1,633,261	100.0%	1,631,093	100.0%		
支出計/前年度支出計				100.2%		99.9%			
自己資金/前年度自己資金				128.3%		110.2%			
翌年度繰越金/市補助金		13.1%		13.0%		17.7%			
交付件数		1件		1件		1件			
成果指標の推移①		407人		448人		325人			
成果指標の推移②		—		—		—			
特記すべき事項等	①繰越金については、甌島地域の總會等欠席による旅費等の未執行分である。 ②青少年の育成の組織・機能の充実を図るため市民会議の支部組織を地域の育成会に組み込み、一本化することで育成会組織強化を行った。支部組織は平成23年度で廃止した。 ③参加要請団体の市PTAと市子連は会員が重複するため、平成24年度から参加要請をPTAに一本化したため成果指標が下がった。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	全市域を対象とした事業を実施している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	① 青少年育成県民会議（上部組織）の活動方針に沿った事業を実施するために、各地域育成会を中心とした青少年健全育成事業への継続的な補助が必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	定期的な街頭補導、危険箇所の点検、各種行事等を実施することで、青少年の健全育成に努めている。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	県民会議の下部組織として設置したものである。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	限られた予算の中で、経費削減を行ないながら事業実施している状況である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	全市域の青少年健全育成活動等については、育成会を中心に実施しているが、自主財源での運営は難しい。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	全ての事業について、市全域を対象に実施している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金を交付し、限られた予算の中で積極的な事業運営を行っていただくことが最良である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	青少年健全育成にかかる活動助成事業、広報啓発事業、総合事業推進に係るものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 県民会議の下部組織として設置したものであり、自主財源確保の手段がなく必要経費を補助する必要があると考える。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし

青少年育成市民会議運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる青少年育成市民会議運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 青少年育成市民会議運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市青少年育成市民会議の運営を円滑に行うために、市民会議維持等に必要なものであること。
- (2) 青少年育成市民会議が作成した事業計画に基づき、各種事業を実施するもので、市内青少年の健全育成に関する市民意識の高揚を図るものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 青少年育成市民会議運営補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 青少年育成市民会議運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 活動費
- (5) 助成費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認められる経費。

(交付の申請)

第5条 青少年育成市民会議運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年8月1日とする。

2 青少年育成市民会議運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 組織図

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 青少年育成市民会議運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 当該申請者に青少年育成市民会議運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 青少年育成市民会議運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 会議開催記録

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 青少年育成市民会議運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 青少年育成市民会議運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。

所管部課名	教育部 社会教育課		担当者	有西 利朗					
事務事業名	社会教育団体運営補助金事業								
根拠法令	薩摩川内市補助金等交付規則、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱、子ども会育成連絡協議会運営補助金交付要領								
補助経過年数	6年以上10年以下								
平成25年度 予算額	国県支出金		その他		一般財源		その他の内容		
	1,400 千円		千円		1,400 千円				
	指標名			目標値		目標年度			
成果指標①	インリーダー研修会参加者数			100人		—			
成果指標②	—			—		—			
補助対象者	薩摩川内市子ども会育成連絡協議会								
補助対象経費	子ども会活動運営に伴う賃金、旅費、需用費、活動費、補助費等								
補助対象事業・活動の内容	子ども会育成連絡協議会の運営並びに子ども会の指導及び研修の実施								
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他							
補助金額又は補助率	予算の範囲内								
補助金額又は補助率の積算方法	各地域に子ども会指導委員を配置、各リーダー研修会の実施、単位子ども会への活動助成及び事務局運営等に係る経費を補助。								
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	収入	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
				金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
		自己資金		2,818,963	58.9%	1,102,756	23.2%	1,713,418	45.5%
		会費収入		736,200	15.4%	711,400	15.0%	697,800	18.5%
		事業収入			0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		2,082,763	43.5%	391,356	8.2%	1,015,618	27.0%
		市補助金		1,615,000	33.8%	1,600,000	33.6%	1,600,000	42.5%
		計		4,783,110	100.0%	4,756,781	100.0%	3,763,229	100.0%
	支出	事業費		1,397,169	29.2%	2,747,161	57.8%	1,962,080	52.1%
		人件費		900,000	18.8%	900,000	18.9%	914,850	24.3%
		その他事務費		431,916	9.0%	659,809	13.9%	517,530	13.8%
					0.0%		0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		2,054,025	42.9%	449,811	9.5%	368,769	9.8%
		計		4,783,110	100.0%	4,756,781	100.0%	3,763,229	100.0%
	支出計/前年度支出計				99.4%		79.1%		
自己資金/前年度自己資金				39.1%		155.4%			
翌年度繰越金/市補助金		127.2%		28.1%		23.0%			
交付件数		1件		1件		1件			
成果指標の推移①		口蹄疫感染予防対策のため中止		132人		138人			
成果指標の推移②		—		—		—			
特記すべき事項等	①平成23年度前年度繰越金には、全国子ども会安全会費（保険料）の還元金（1,634千円）が含まれており、同年度に安全会加入者を対象とした市子連6周年記念事業（7月）を実施し加入者に還元した。（この事業は平成22年度に5周年記念として実施予定していたもの・・・口蹄疫のため延期となった。）								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	全市域を対象とした事業を実施している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	① 会員減少の傾向にあり、運営費も縮小されているが、子どもの育成に関する事業を実施していくには、継続的な一定の補助が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	単位子ども会への活動支援、インリーダー・ジュニアリーダー研修会の実施など、育成等に関する事業を積極的に行い、子ども会活動・研修受講者の拡大に努めている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	子ども育成に係る専門的な知識を有している団体であり、長年の経験等を活かした積極的な活動をしていく上で妥当と考えられる。経費部分においても効率的である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	限られた予算の中で、経費削減を行いながら事業実施している状況である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	子ども数と比例し、会員数も減少してきている。単に収入部分を増やすために子ども会費を値上げすることは難しいため、今後の課題である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	全ての事業について、全市域を対象としている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金等を交付し、限られた予算の中で積極的な事業運営をしてもらうのが最良である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	活動助成費、育成活動事業、事務局経費等に係るものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小
	上記方向の理由 繰越額が多いのは、不定期に全国子ども会安全会費の還元金が県から配分されたためであり、今後はないと聞いている。事務局職員を専任で雇い上げ自主運営しており、少子化による会費収入減で子ども会費の値上げも考えられるが、全体的に抵抗があり、据え置かざるを得ない状況である。自主財源だけでは運営が難しいため、継続して必要経費を補助する必要があると考える。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし

○ インリーダーとは、

単位子ども会の中のリーダーという意味で、「会長」「副会長」の立場の子どものことを言います。(県子連編集「子ども会の手引きより」)

○ 子ども会等の推移について

年度	単位子ども会数	安全会加入者数	備考
平成25年度	297団体	13,058人	
平成24年度	308団体	13,571人	
平成23年度	310団体	13,865人	
平成22年度	326団体	14,129人	
平成21年度	331団体	14,677人	
平成20年度	337団体	15,019人	

子ども会育成連絡協議会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる子ども会育成連絡協議会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 子ども会育成連絡協議会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市子ども会育成連絡協議会の運営を円滑に行うために、連絡協議会維持等に必要なるものであること。
- (2) 薩摩川内市子ども会育成連絡協議会が作成した事業計画に基づき、各種事業を実施するもので、市内子ども会活動の振興及び指導者の育成を図るものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 子ども会育成連絡協議会運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 賃金
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 活動費
- (5) 補助費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認められる経費。

(交付の申請)

第5条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年8月1日とする。

2 子ども会育成連絡協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 子ども会育成連絡協議会組織図

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 当該申請者に子ども会育成連絡協議会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 開催会議記録

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、補助事業等の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 子ども会育成連絡協議会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。